

現状：処分場が存在せず、廃棄物が累積

○原子力は、発電以外にも研究開発、医療、産業等の幅広い分野で利用



研究用原子炉



核燃料試験研究



病院でのがん診断



工業製品の測定

○約2,500の多様な事業所から放射性廃棄物が発生
(ゴム手袋、紙タオル、金属、解体コンクリート等)

独立行政法人等 : 約 300事業所、 国・公・私立大学 : 約 600事業所
公立衛生研究所等 : 約 150事業所、 民間企業 : 約 100事業所
医療機関 : 約 1,300事業所

【現在の廃棄物保管量】

○昭和20年代から発生・累積している廃棄物量：約51万本
○このうち原子力機構：約34万本 (いずれも200Lドラム缶換算値)

【各事業者の状況】

○近い将来、廃棄物量が保管能力を超え、新たな研究・開発に支障

・原子力機構の原子力科学研究所(茨城県東海村)での廃棄物量は、保管庫の容量(約14万本)の96%



原子力機構における
廃棄物保管状況

○過去の廃棄物のみ管理

・三菱マテリアル(株)、旭化成(株)等では、過去に発生した廃棄物のみ管理

○老朽化施設の解体が困難

・(株)日立製作所、武蔵工業大学等では、研究用原子炉の解体を中断

廃棄物発生者のほとんどが小規模事業者であり、処分事業を行う民間事業者はこれまで現れておらず、今後も期待できない。

早急な処分体制の整備が必要

原子力機構法の一部を改正する法案(概要)

○廃棄物発生量が最も多く、技術的能力が高い
(独)日本原子力研究開発機構が処分事業を実施

(1) 処分実施主体の明確化

原子力機構が、自ら及び他者の廃棄物を合わせて処分することを原子力機構の本来業務に位置付け

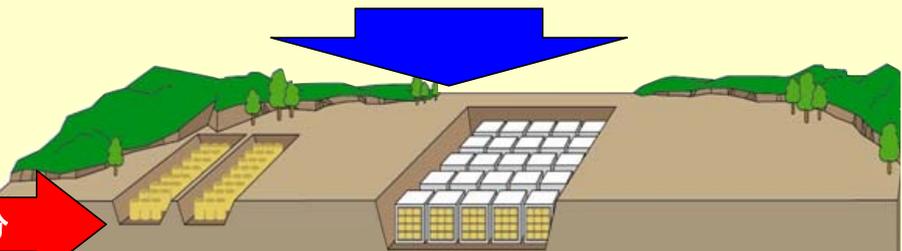
(2) 処分業務の確実性・合理性の担保

原子力機構は、国の定める基本方針に即して、埋設処分業務の実施計画を作成し、国が認可

(3) 処分業務の独立性・透明性の確保

勘定の新設等により、処分費用を原子力機構の他の研究開発費と分けて管理

埋設処分



トレンチ処分
・深度数m

コンクリートピット処分
・深度十数m

研究施設等廃棄物(低レベル放射性廃棄物)
・総事業費：約2,000億円

原子力機構法の改正により体制整備

原子力発電所廃棄物(低レベル放射性廃棄物)

日本原燃(株)が既に処分を実施

高レベル放射性廃棄物

原子力発電環境整備機構(NUMO)が処分を実施する体制を整備済

地層処分
・深度300m以深

低

放射能レベル

高